

さいたま市緑区告示第8号

さいたま市自動車の臨時運行許可に関する規則（平成13年5月1日規則第152号）第5条の規定により、次のとおり番号標の失効をしたので、同条の規定により告示する。

令和7年9月3日

さいたま市緑区長 増 田 泰 則

1 番号標番号

大宮 29-83 さいたま

大宮 28-99 さいたま

2 失効日

令和7年9月3日

3 連絡先

(1) 担当 さいたま市緑区役所区民生活部区民課記録係

(2) 電話 048（712）1144